

会 議 録

〈2023 年度 愛知県入札監視委員会第 4 回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2023 年度第 3 四半期における発注工事について総務局、人事局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、経済産業局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。  
(資料 1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(企業庁の随意契約について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他局に比べて随意契約の件数が多いが、理由は何か。</li> <li>・修繕工事はどれくらいの間隔で行っているか。</li> <li>・もし設備の設置業者が倒産した場合はどこに修繕を依頼するのか。</li> </ul> <p>(建設局の入札不調・不落について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度の同時期より、不調・不落の発生件数が若干減少したとのことだが、分析をして対策を考えた結果、発生件数の減少につながったということか。</li> </ul> <p>(建設局の指名競争入札について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「原山台住宅植栽植樹工事（第 12・13 工区）」及び「緊急防災対策砂防工事（週休 2 日・余裕期間）」について、どちらも請負率が 100%となっているがその理由は何か。</li> <li>・「緊急防災対策砂防工事（週休 2 日・余裕期間）」については、8 者指名し、7 者辞退しているが、やはり現場条件の厳しさ等から敬遠されたのか。</li> <li>・予定価格は公表しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すべて浄水場設備の修繕工事であるが、設備の設置業者か関連業者でないと対応できないため、随意契約としている。</li> <li>・設備ごとで異なるが、小規模な修繕も含めると数年に 1 回は行っている。</li> <li>・関連会社で行うことになる。</li> <li>・前年度同時期の不調・不落の状況を分析し、発注時期の平準化等の対策をとったことが、不調・不落の減少につながったと考えている。</li> <li>・「原山台住宅植栽植樹工事（第 12・13 工区）」については、資材価格が上昇傾向にあるためだと思われる。 「緊急防災対策砂防工事（週休 2 日・余裕期間）」については、現場が急な山間部のため、作業環境や現場条件が厳しいことから、利益率の低い工事と判断したためと思われる。</li> <li>・辞退した 7 者については、積算をしたところ採算が合わないとして辞退している。</li> <li>・予定価格は事前公表している。</li> </ul>

<p>・「原山台住宅植栽植樹工事（第12・13工区）」については、5者応札があったが請負率が100%ということは、価格では落札者が決まらなかったと思われるが、どのように落札者が決まったのか。</p> <p>（企業庁の一般競争入札について）</p> <p>・安城浄水場北部系配水ポンプ電気設備更新工事について、請負率が低く、低入札価格調査となっている。参加者が4者いるが、4者とも低い請負率か。</p> <p>・低い請負率となった理由は何か。</p> <p>（農林基盤局の一般競争入札について）</p> <p>・防災ダム事業瀬戸南部地区新田洞池その1工事、防災ダム事業芋地池地区その1工事、水質保全対策事業日進西部地区その9工事は、いずれも入札参加者が1者で、請負率も100%近くあるいは100%と高いが、その理由をどのように考えているか。</p>	<p>・応札のあった5者の内、1者は無効となり、残りの4者は同額の入札のため、くじにより落札者を決定した。</p> <p>・4者とも低い請負率である。</p> <p>・設備系工事は機器製作があり、予定価格算出にあたっては見積や歩掛で算出しているが、入札者は機器製作にあたっての材料を自社製品や長年取引のある企業から調達することで、費用を低減することができたためである。</p> <p>・防災ダム事業瀬戸南部地区新田洞池その1工事では、現場が狭隘で家屋が隣接していること、防災ダム事業芋地池地区その1工事では、家屋が隣接しており、堤防が生活道路としても使われていること、水質保全対策事業日進西部地区その9工事は、施工箇所が点在しており、交通規制が必要で非出水期の施工に限られることなど、いずれも現場条件が厳しい状況であったため、敬遠する業者が多く、請負率も高めになったと考えている。</p>
---	--

**【検討事案抽出の報告・確認】**

抽出担当委員から、10月から12月までの発注工事について、15局等の発注工事の中から、経済産業局、教育委員会、警察本部の事案について抽出した旨、報告された。（資料2）

**【抽出事案に関する説明及び検討】**

○あいち産業科学技術総合センター電波暗室改修整備工事【経済産業局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>・施工可能業者が限られ、見込み業者も2者とあるが、単純に入札参加資格を満たすのは何者あるか。</p>	<p>・入札資格者名簿に登録があるのは1者。参考見積を提出頂いたもう1者も名簿への登載手続きをとっていると期待していた。ただ、結果的には名簿への申請はなかった。</p>
<p>・名簿に登載がないと参加できないのか。</p>	<p>・資格者名簿に登載されていないと愛知県の工事に参加できない。</p>

- ・名簿への登載は希望があればできるのか。
- ・全国に施工可能な業者があるか確認しようがないか。
- ・見込み業者 2 者はどうやって見つけたのか。
- ・参加資格に過去施工実績を挙げているが、このような難しい工事に実績を課すと新規の業者はずっと入れないのではないか。
- ・備考欄の辞退者が参考見積業者か。
- ・再入札にあたり工事仕様から「将来のメンテナンス」の事項を削除したとのことだが、予定価格に影響はないのか。
- ・この項目は仕様から外しても大丈夫なのか。
- ・変更前の仕様書の文言にある今後というのは、期間を決めずにということか。不具合がでたらすぐ対応するという話とは違うのか。
- ・どうやって入札参加者を増やしていくのか難しいが、実績がないため辞退があったという点を留意してほしい。
- ・他に業者がいらないから、もともと手掛けた業者だから、という理由で随意契約を結ぶ事例が多いが、本件は、複数の業者が施工できる可能性があるから一般競争入札したということか。

- ・申請手続きを踏めば登載は可能である。
- ・施工可能業者は関東地方に 4, 5 者、関西地方に 1 者程度と聞いている。県内には業者がない。
- ・電波暗室を管理するあいち産業科学技術総合センター（以下、「センター」）に確認して候補を挙げた。
- ・電波暗室の性質上、知識、技術、経験が求められる。また、暗室としての性能を保証するためにも、本条件は必要である。実績については、国、地方自治体、財団法人等での実績も認めているのでずっと入れないということはない。
- ・別の業者である。施工実績がなく申請した業者である。
- ・工事の予定価格には影響はない。
- ・工事の内容ではなく、工事後に関することであるので、工事の仕様としては適さないと判断して外すこととした。性能評価に使用する検査機器はその精度を保証するための維持コストがかかるため、事業体制を保証できないとも聞いている。
- ・特段期間を定めてはいなかった。工事での不具合に関しては、建設工事約款にあるとおりに対応することとなっている。
- ・電波暗室の工事自体は 1 者しかできない工事ではないので一般競争とした。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・性能評価の保守については、今後の改修についても随意契約ではなくとも一般競争で可能ということか。</li> <li>・電波暗室はこれまでに改修したことがあるか。</li> <li>・性能を保つためにこれまでどういう保守をしてきたか。</li> <li>・建設当初の工事では性能評価はどうしていたのか。</li> <li>・暗室性能として担保できないのであれば、暗室の価値が無いと思われるがどうか。</li> <li>・メンテナンスについては性能評価を含めて今後もセンターの測定を保証するようにしていくのか。</li> <li>・今回は入札の可能性のある業者へヒアリングをしたうえで 2 回目の入札を行ったが、県内の企業を育てるという意味では、辞退した業者に、本件のような専門的な工事になぜ関心を持ったのか、ヒアリングはしたのか。</li> <li>・能力はないということか。</li> <li>・性能評価について、仕様を変更したということだが、予定価格は下がらないのか。</li> <li>・性能評価は有償か無償かというかどうか。今回は含んでいるのか。</li> <li>・性能評価だけを実施するといくらかかるのか。</li> <li>・今後のメンテナンスを省いたのであれば、その分予定価格は下がるのではないか。</li> <li>・電波暗室を新設した際の施工業者はどこの業者だったかのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回は性能評価を含めた改修工事になっている。性能評価の場合も一般競争で可能となる。</li> <li>・今回は電波暗室設置後初めての改修工事である。</li> <li>・毎年保守メンテナンスは行っているが内容までは把握していない。</li> <li>・建設当初の工事内容については、手持ちに資料がないため把握できていない。</li> <li>・評価については、評価専門で行っている業者もいるので、毎年点検を行い、暗室性能が落ちないように確認している。</li> <li>・センターでの測定結果を保証できるような点検校正を行っていく予定である。</li> <li>・要件を満たしていない 1 者については電波暗室という認識がなく、宿舍の施工実績を提出した。業者側も電波暗室の施工実績がないことは認識していた。</li> <li>・施工技術はないと考えている。</li> <li>・今回の工事では工事後に性能評価を行うので予定価格は下げている。</li> <li>・今回は含まれている。通常は有償である。</li> <li>・性能評価だけを請ける業者はいる。項目にもよるが、今回の内容と同等だと税抜 50 万程度かかる。</li> <li>・今後のメンテナンス費用は含んでいない。あくまで、メンテナンスの体制を整えるという仕様であるため、予定価格には影響しないと考えている。</li> <li>・施工業者は今回落札した業者と同じである。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の部分で各装置の仕様が羅列されているが、最後の項目でメーカーと品番を指定しており、製品そのものを謳っている。この製品以外は使えないということか。</li> <li>・代替品の選択の余地はないのか。</li> <li>・指定の製品を納めればいいのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センターの希望を踏まえたうえで、その製品を設置するという仕様とした。</li> <li>・今回の仕様では代替品は認めていない。</li> <li>・指定の製品を用いて、電波暗室の仕様に適合するように仕上げた上で設置する必要がある。仕様にはその点が記載されている。コンセントに接続すれば動くというわけではないので、製品を設置するだけの作業ではない。</li> </ul>
--	--

○城北つばさ高等学校始め 2 校換気設備整備工事【教育委員会】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格未満で入札をした業者に対して、なぜ最低制限価格未満で入札をしたかというヒアリングは実施したか。</li> <li>・最低制限価格は公表されているか。</li> <li>・1 回目の入札において、最低制限価格とどれくらいの乖離があったか。</li> <li>・最低制限価格ぎりぎりを狙ってきたが下回ったということか。</li> <li>・それ以外の業者は予定価格以内での入札が困難であることを理由として辞退しているため、設定は低かったと思うが、最低制限価格未満で入札があったということは、その業者にとっては、その金額でやる術があったのではないかと思われるが、ヒアリングしなかったのはなぜか。</li> <li>・最低制限価格未満で入札した業者は比較対象事案の入札には参加しているか。</li> <li>・再入札にあたり仕様変更はしているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヒアリングは実施していない。</li> <li>・予定価格は公表しているが、最低制限価格は公表していない。</li> <li>・15,800 円下回っていた。</li> <li>・ヒアリングを実施していないため、分からない。</li> <li>・当事例及び比較事例において予定価格以内での入札が困難であることを理由とした辞退者が多数いたということで、相対的に予定価格が低かったことが原因であると考えたことによる。</li> <li>・参加していない。</li> <li>・実施する内容は決まっているので仕様変更はしておらず、金額の見直しをしたものである。</li> </ul>

・予定価格が 1.3 倍となっているが、1 回目の入札時に積算を何か間違えたのか。

・集塵装置の知識さえあれば、次回以降は適切な予定価格が設定できるということか。

・県内でこの改修が必要なところは全て終わったということか。

・当初の予定価格の決定に際して、装置の見積もりだけは徴取したということか。全体的な見積を業者にとっていないのか。

・見積を取った業者は今回入札に参加していないのか。

・参考見積に掛け率をかけて予定価格を決めたと思うが、見積額に対して掛け率を乗じて予定価格を決めるのはよくあることなのか。

・昨今の物価高の中、歩掛かりによって、業者との金額の乖離が生じると思うが、どのように思うか。

・1 回目の入札で最低制限価格未満の入札をした業者は 2 回目にも入札に参加したか。

・半田工科始め 2 校の工事と同じようなものか。

・半田工科始め 2 校、碧南工科の工事は、抽出事案と比較してどうであったか。

・半田工科始め 2 校、碧南工科の予定価格の設定は、抽出事案の 2 回目の入札の積算と同じということか。

・2 校の発注を 1 校ずつに分けるという形は考えなかったのか。

・今回の工事で大部分を占める集塵装置について、装置の見積の金額に掛け率をかけて積算をした。しかし、集塵装置は広く出回っているものではないとのことであり、市場価格との乖離が生じていたため、積算を見直した。

・換気設備整備工事は今年度限りであるため、次は分からないが、今回蓄えた知識を、次回に活かしていきたい。

・ヒュームの濃度検査を実施して、対応が必要と判断された学校の工事は、今年度で完了となる。

・今回は設計を委託しており、設計の業務の中で、装置以外の部材等についても見積を徴取している。

・見積を取ったのは集塵装置のメーカーであるため、入札には参加していない。

・掛け率をかけて予定価格を決めるのは教育委員会においては一般的にやる方法であると考ええる。

・今後も注視すべきと考える。

・2 回目にも参加している。

・今回の抽出事案と同じ内容の案件である。

・半田工科始め 2 校、碧南工科の方が、執行が後であるため、抽出事案の例を参考に対応した。

・積算は同じである。

・2 校をまとめた方が、スケールメリットが働くということ、全部で 11 校の工事を行う必要があったため、ある程度まとめた方が効率的であると考えた。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・他局では、複数の工事を発注する際、同一の業者が落札することのないように勝ち抜け式を採用する案件もあったが、今回は同じ業者でも良いとした理由は何か。</li> <li>・城北つばさ始め 2 校の工事において、1 回目の入札で最低制限価格未満の入札をした業者に内容を聞き取ることで、2 回目の入札で予定価格を引き上げず、一般競争入札の趣旨に沿った価格を抑えた上での良い工事とすることができたと思うが、予定価格を上げた理由は何か。</li> <li>・2 回目の入札の落札者と 1 回目の最低制限価格未満で入札した業者は異なるか。</li> <li>・結果として、落札価格は最低制限価格未満で入札した業者の入札額よりも上がったということになるか。</li> <li>・他の工事において 92%の請負率が並んでいるが、何か理由はあるか。</li> <li>・最低制限価格未満で入札をしてきた理由について聞き取るべきだったと思われる。理由としては、入札の趣旨が、安くて良い工事を行ってもらうための競争であるためである。</li> <li>・最低制限価格は予定価格を決めると自動的に決まるものであるか。2 回目の最低制限価格を 1 回目の最低制限価格より上げる必要はあるのか。最低制限価格を自由に変えることはできるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者が施工できるということであれば、特段制限する必要はないと考えた。</li> <li>・城北つばさ始め 2 校の 1 回目の入札では、2 者入札のうち、最低制限価格未満 1 者、予定価格以内での入札が困難であることを理由とした辞退者 1 者である一方、翌日開札の小牧工科始め 2 校の入札では、全ての業者が予定価格以内での入札が困難であることにより辞退したことを踏まえ、参加者数の担保の観点から予定価格を上げたものである。</li> <li>・異なる。</li> <li>・上がったことになる。</li> <li>・どの業者も年度当初に請け負った仕事がある程度終わり、仕事を請け負いたいために最低制限価格ギリギリを狙って入札してくるところが多かったためと思われる。</li> <li>・適切にヒアリングを実施していきたいと思う。</li> <li>・発注者独自で自由に決められるものではない。</li> </ul>
---	--

○名北留置施設防水改修工事【警察本部】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者と次点の業者では、材料費部分の違いが大きかったのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落札業者には聞き取りを行ったが、次点の業者には聞き取りを行っていないので分からない。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格が設定されていないが、何か検討を行ったのか。</li>   <li>・最低制限価格の設定の有無と入札不調は関係があるのか。</li>   <li>・材料費が安価に入手できると聞き取りであったということだが、本件は材料費が占める割合が高いのか。</li>   <li>・材料費を安く調達できる業者が有利になる案件だと思われる。指名競争入札ではなく一般競争入札を行えば、より安価に調達できる業者もいると期待するが、一般競争入札では検討しなかったのか。</li>   <li>・最低制限価格の設定は会社の必要経費を確保させる部分もあると理解しているが、その検討は行ったのか。</li>   <li>・落札率が 60%台と低く、粗末な材料や人件費が少ないことで怪我に繋がるリスクが懸念されるので十分注意してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上期に設計委託し、下期に工事入札を行い入札不調となったことが過去に何度かあり、年度内に事業を完了させるため、契約事務審査会に諮って設定せずに進めたものである。</li>   <li>・企業努力や競争原理が働いて入札価格が最低制限価格を下回り不調となることはある。</li>   <li>・工事内容が防水改修工事ということで、防水材料の占める割合が大きいと思われる。</li>   <li>・上期に設計委託し、下期に工事入札を実施しており、工期を確保する必要から指名競争入札とした。</li>   <li>・今回の工事は防水工事であり、下請業者が複数絡むような工事ではないと考える。このため必要経費も担保できると考え、契約事務審査会の審議を経て、最低制限価格を設けず入札を行ったものである。</li>   <li>・この工事は設計業者に監理委託しているほか、県警の技術職員が工事監督し工事の適正に努めているが、今後も十分注意し工事を進めていく。</li> </ul>
--	--

**【検討結果のまとめ】**

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはないが、最低制限価格未満の場合、必要に応じてヒアリングを実施し理由を聞くなどの適正な対応をすることを要望する。

**【その他】**

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について